

# 子ども・子育て関連3法について

平成24年9月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

# 目次

子育てをめぐる現状と課題について	2
子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	3
給付・事業の全体像	5
子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)	6
認定こども園法の改正について	8
保育に関する認可制度の改善等について	13
施設型給付の創設	15
本制度における行政が関与した利用手続き	16
地域型保育給付の創設	20
本制度における利用者負担について	23
地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	24
国の所管及び組織体制について	25
子ども・子育て支援の充実に必要な財源について	27
これまでの検討経緯	32
子ども・子育て関連3法(概要・検討事項・附帯決議)	33
社会保障・税一体改革に関する確認書(子育て関連部分)	41
参考	43

# 子育てをめぐる現状と課題について

## 急速な少子化の進行

### 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・ 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・ 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

### 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・ 家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)

### 子育ての孤立感と負担感の増加

### 深刻な待機児童問題

### 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

### M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

### 子育て支援の制度・財源の縦割り

### 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保  
・ 待機児童の解消  
・ 地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の  
充実

## 3法の趣旨

**3党合意（ ）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**

「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）（42頁参照）

## 主なポイント

**認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）**

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ



**認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設**

**地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）**



# 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

## 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

## 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

## 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



# 給付・事業の全体像

## 子ども・子育て支援給付

### 施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

### 地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

### 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

(対象事業の範囲は法定)

都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

延長保育事業、病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

妊婦健診

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) 将来の検討課題

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

地域型保育給付の  
= 対象

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業

対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童  
クラブ

子ども・子育て支援法  
～ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援  
のための仕組み ～

施設型給付

認定こども園  
0～5歳

幼保連携型

以下の制度改善を実施

- ・ 認可・指導監督の一本化
- ・ 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

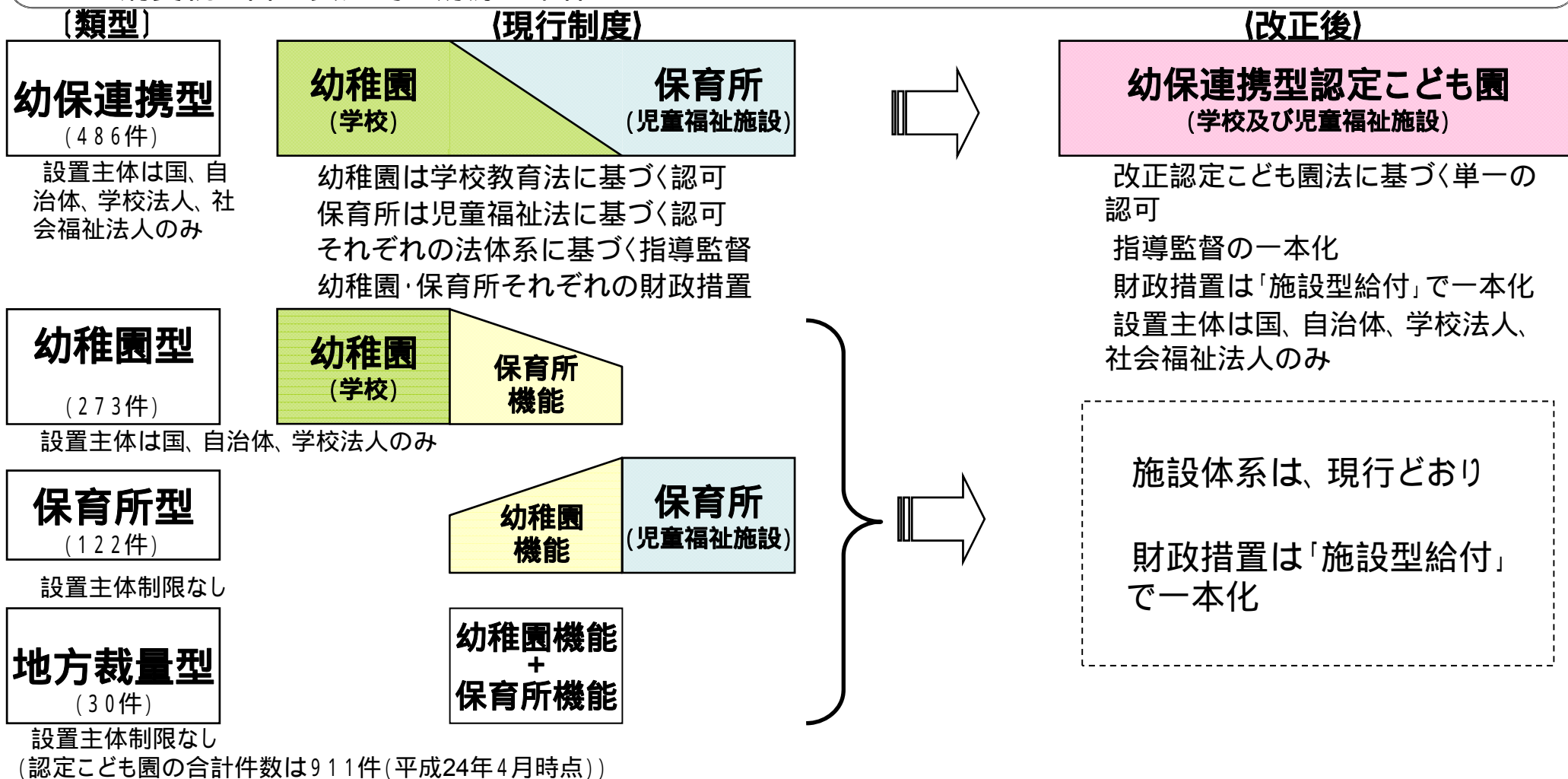


# 認定こども園法の改正について

認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設  
(新たな「幼保連携型認定こども園」)

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



# 新たな幼保連携型認定こども園

## 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

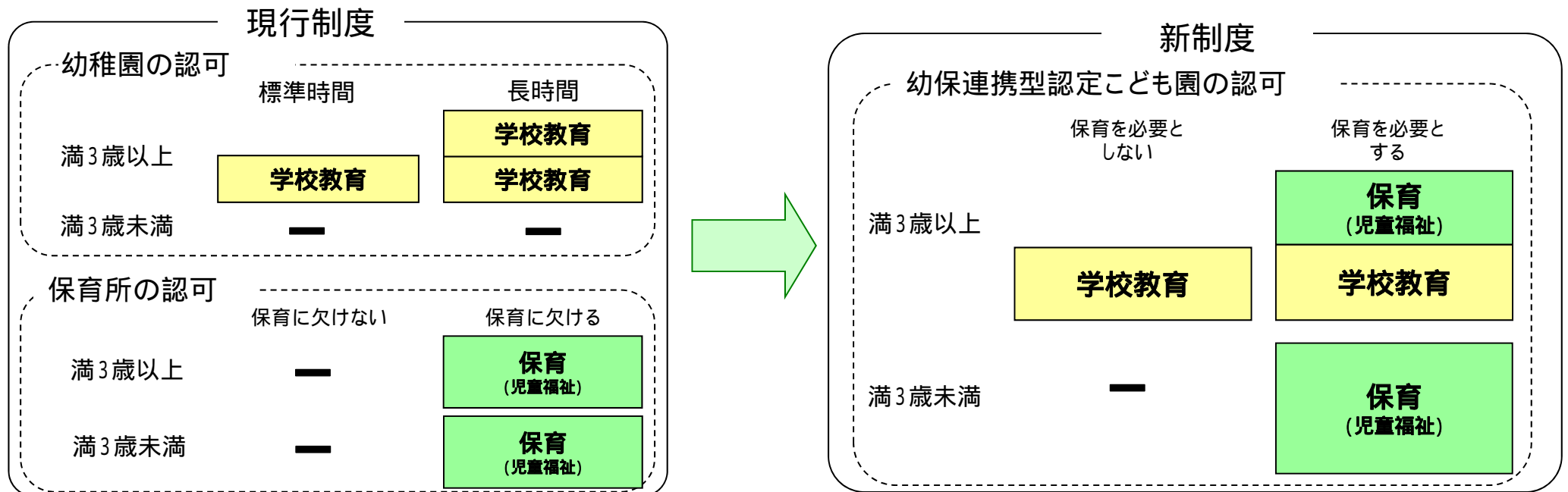
満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

## 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

## 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



## 新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可主体等	都道府県知事 大都市(指定都市、中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。  欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
教育委員会の関与	(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) 〔教員〕国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

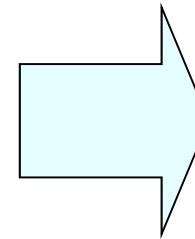
(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

# 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

## < 現行制度 >

	現行の幼保連携型 認定こども園
<b>根拠法</b>	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
<b>設置 主体等</b>	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし  幼稚園・保育所からの移行は任意。
<b>認可等 権者</b>	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会)
<b>指導 監督</b>	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
<b>基準</b>	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
<b>財政 措置</b>	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
<b>利用者 負担</b>	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



## < 新制度 >

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人  幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) 一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

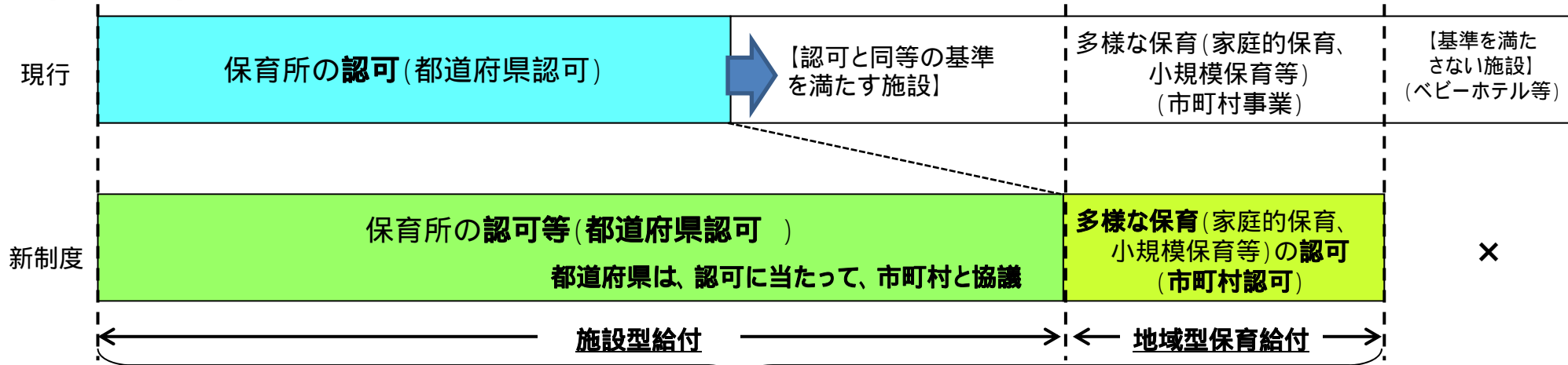
# 保育に関する認可制度の改善等について

## 【基本的な考え方】

認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう  
社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める  
その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。  
その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。

市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。  
確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

## 【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。



# 施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

## 【確認主体について】

給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。

市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。

施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

## 【対象施設・事業について】

### 〔法人格〕

教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。

施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。

地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 〔基準の遵守〕

施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。

さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。

運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

### 〔辞退〕

対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。

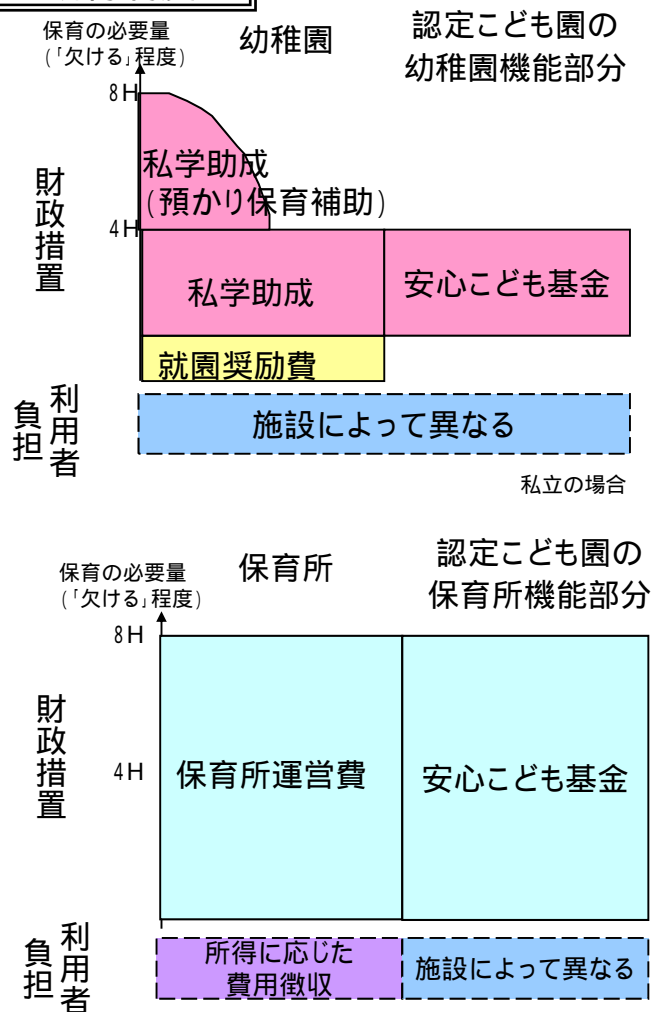
ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

# 施設型給付の創設

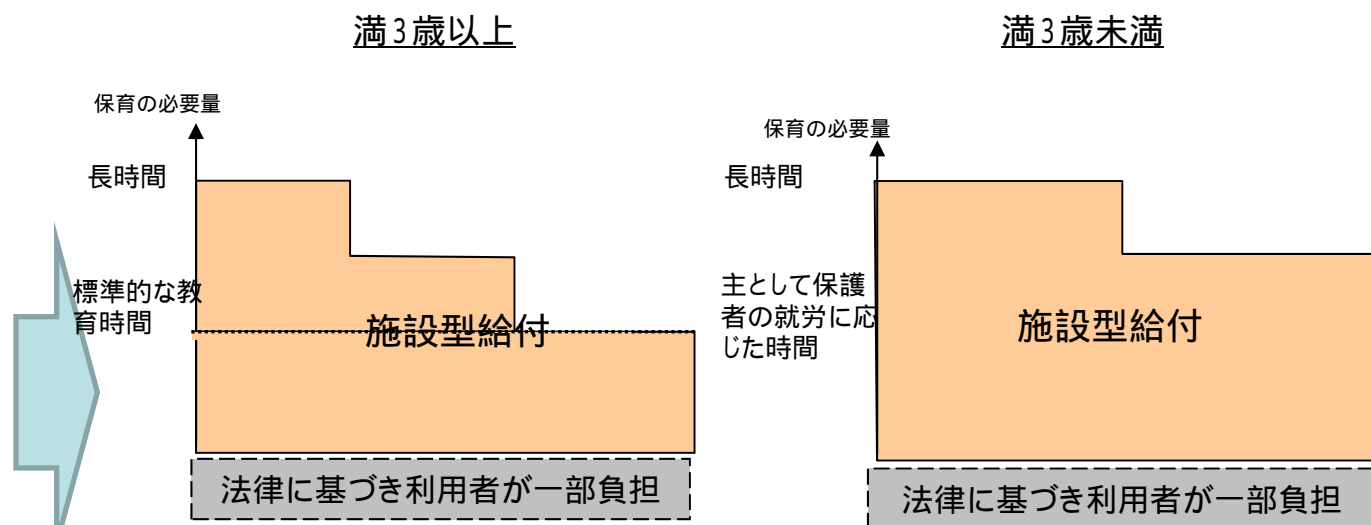
施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

## < 現行制度 >



## < 新たな制度 >



私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

上記の他、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。



# 本制度における行政が関与した利用手続き

市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。

契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

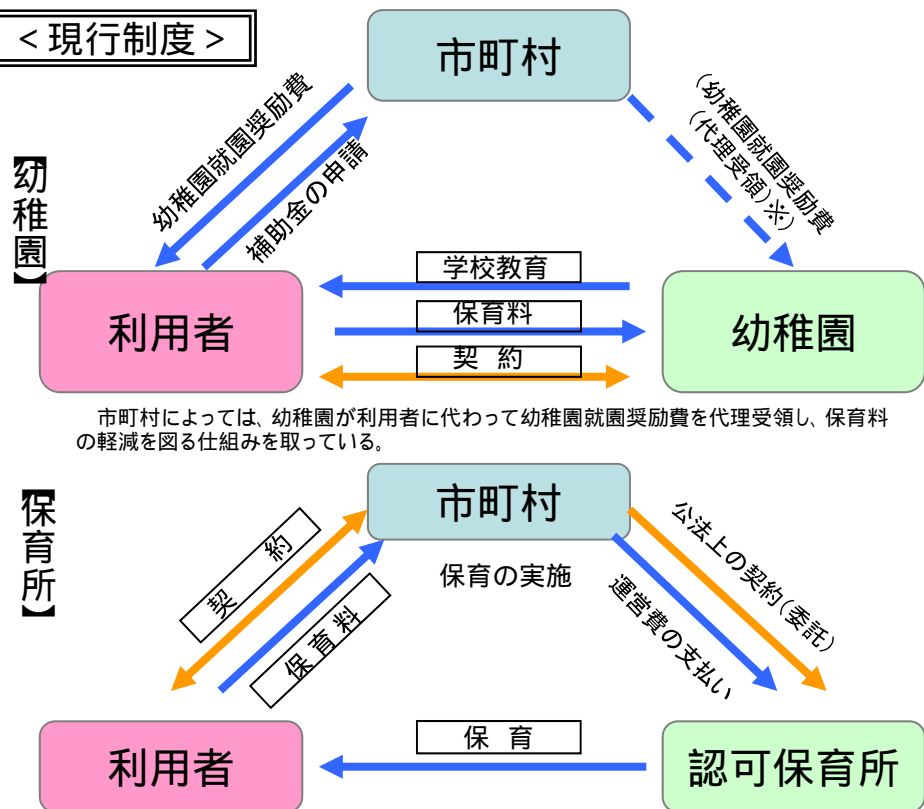
入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。

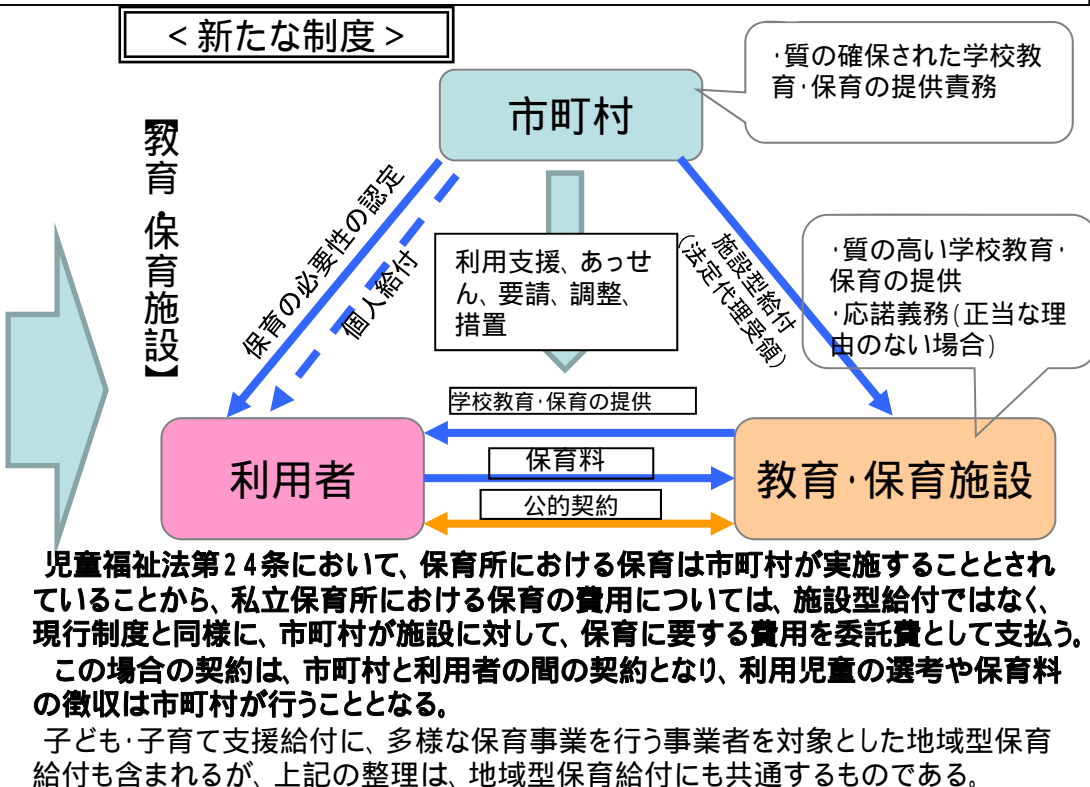
ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。

公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。

## < 現行制度 >

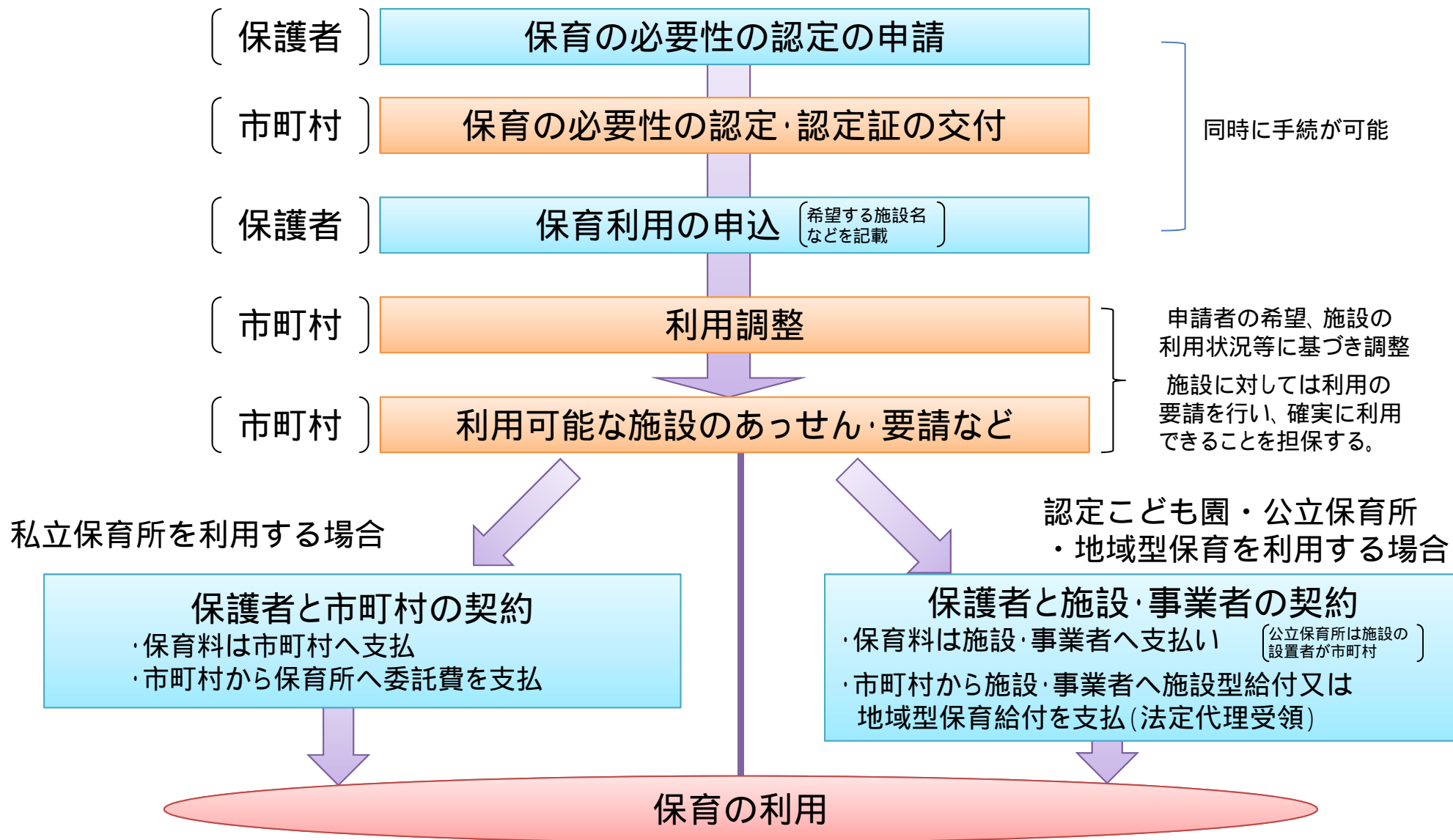


## < 新たな制度 >



## 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。  
認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。  
私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



## 本制度での保育に関する市町村の役割(イメージ)

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

### 改正後の児童福祉法

市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、**保育所において保育しなければならない。** 私立保育所には、施設型給付に代えて市町村より委託費を支払い

市町村は、**認定こども園、家庭的保育事業等**により、保育を必要とする子どもに対し、**必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。**

➡ **保育所以外による保育に関するただし書きを削除し、地域のニーズに応じた手段で全ての子どもに保育を保障**

市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。



#### 市町村による**利用調整**

虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、**市町村**による保育の**利用勧奨、支援、措置**

やむを得ない事由により利用できない子どもに対する**市町村**による**保育の措置**

#### 子ども・子育て支援法

**全市町村**における**市町村計画**の**策定を義務付け、計画的な保育整備**【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

施設型給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化

市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施

・市町村の関与の下での適切な契約の締結

・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援

質の確保された給付の提供

# 公的契約と市町村による関与について

市町村は、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

## 【保育の必要性の認定を受けない子ども】

保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

## 【保育の必要性の認定を受けた子ども】

利用に当たっての支援、調整

市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。

- ・ 保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
- ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
- ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。

上記の場合以外で、のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。

# 地域型保育給付の創設

## 基本的な制度設計

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

家庭的保育（利用定員5人以下）

居宅訪問型保育

事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

## 地域型保育給付の創設(続き)

### 地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設  
都市部での小規模な拠点の整備を推進(例: 余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用)  
質を確保する基準を設定

3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等(認定こども園・幼稚園・保育所)との連携を確保  
(分園を含む)

連携先認定こども園等の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。  
放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定する。

### 一般市町村における地域型保育の展開(多機能型)

市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせ、地域の保育機能を確保

認定こども園等と連携の確保(連携先認定こども園等の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。)

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み

郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保

郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。

3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討  
都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する



## 小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。

